別表六の二（十八）　記載要領

1　この表は、連結法人が震災特例法第25条の２第２項若しくは第３項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の２の２第２項若しくは第３項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の２の３第２項若しくは第３項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の２第２項若しくは第３項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「同上のうち10％又は６％適用資産の取得価額の合計額　⑷」の欄は、「取得価額の合計額（別表六の二(十八)付表「10」の合計）　⑶」の金額のうち平成31年４月１日から平成33年３月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした震災特例法第25条の２第１項の表の第１号の第５欄に掲げる減価償却資産（同条第４項第１号イ又はハに掲げるものを除く。）に係る金額の合計額を記載すること。

3　「翌期繰越額　⑻－⑼　⑽」の各欄の外書には、震災特例法第25条の４第１項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第68条の15の７（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(二十)「７」又は別表六の二(二十)付表「２」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六の二(十)を削る。

別表六の二(十)付表の表中「震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第25条の２の３」を「震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第25条の２の３（旧震災特例法第25条の２）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の２第２項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」に改め、同表を別表六の二(十六)付表とする。